

# 令和6年第9回新地町農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年9月18日(水)午後1時32分から午後1時44分

2. 開催場所 新地町役場全員協議会室

3. 召集委員及び出席並びに欠席委員

出席 農業委員 9名

欠席 農業委員 1名

農地利用最適化推進委員 10名

農地利用最適化推進委員 0名

| 農業委員 |       |    |
|------|-------|----|
| 番号   | 氏名    | 出欠 |
| 1番   | 石田 敏裕 | 出席 |
| 2番   | 横山 智  | 出席 |
| 3番   | 目黒 文夫 | 出席 |
| 4番   | 横山 行雄 | 出席 |
| 5番   | 星 美代子 | 出席 |
| 6番   | 川上 敦史 | 欠席 |
| 7番   | 永澤 広美 | 出席 |
| 8番   | 阿部 庄一 | 出席 |
| 9番   | 菅野 昌孝 | 出席 |
| 10番  | 清野 敏興 | 出席 |

| 農地利用最適化推進委員 |       |    |
|-------------|-------|----|
| 担当区         | 氏名    | 出欠 |
| 1区          | 鈴木 文雄 | 出席 |
| 2区          | 目黒 敏雄 | 出席 |
| 2区          | 齋藤 壽  | 出席 |
| 3区          | 加藤 博  | 出席 |
| 3区          | 菊地 英雅 | 出席 |
| 4区          | 小野 裕康 | 出席 |
| 5区          | 中村 雄志 | 出席 |
| 6区          | 八巻 和夫 | 出席 |
| 7区          | 森 文明  | 出席 |
| 7区          | 佐藤 正義 | 出席 |

4. 議事録署名委員

| 番号 | 氏名    |
|----|-------|
| 3番 | 目黒 文夫 |
| 4番 | 横山 行雄 |

5. 職務のため総会に出席した者

| 職     | 氏名    |
|-------|-------|
| 事務局次長 | 菅野 正浩 |
| 農地係長  | 常陸 浩一 |

6. 議事

報告第 1号 令和6年第9回総会までの主な行事について

議案第39号 農用地利用集積計画(案)に係る意見について

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について

会 長 　　ただいまより令和6年第9回農業委員会総会を開催いたします。

（あいさつ）

続きまして、次第3の議事録署名人の指名についてですが、3番 目黒文夫委員と4番 横山行雄委員にお願いします。

欠席は6番 川上敦史委員であります。また、加藤事務局長は新地町議会定例会に出席中のため、欠席であります。

それでは、次第4の議事に入ります。

報告第1号 令和6年第9回総会までの主な行事について、事務局より報告願います。

事務局 　　報告第1号 令和6年第9回総会までの主な行事について、ご報告いたします。1ページをご覧ください。

8月20日、県農業会議常設審議委員会の現地調査としまして、相馬市において、清野会長が調査を実施しております。

8月20日、農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が福島市で開催され、菅野職務代理、石田委員、中村委員、事務局が出席しております。

8月22日、県農業会議臨時総会・理事会が福島市で開催され、清野会長、事務局が出席しております。

8月23日、町条例表彰審査会が役場で開催され、清野会長が出席しております。

8月26日、県農業会議常設審議委員会が福島市で開催され、清野会長が出席しております。

8月27日、農地パトロール（7区）、町内において、目黒（文）委員、森委員、佐藤委員、事務局で実施しております。

8月28日、農地中間管理機構特例事業による所有権移転調整会議を役場で開催し、清野会長、横山（智）委員、目黒（敏）委員、事務局が出席しております。

8月29日、農地パトロール（7区）、町内において、目黒（文）委員、森委員、佐藤委員、事務局で実施しております。

9月3日、農地パトロール（2区）、町内において、横山（智）委員、目黒（敏）委員、齋藤委員、事務局で実施しております。

9月4日、農地パトロール（2区）、町内において、横山（智）委員、目黒（敏）委員、齋藤委員、事務局で実施しております。

9月6日から20日まで、町議会定例会が役場で開催されておりました。事務局が対応しております。9月10日には決算審査特別委員会が行われ、事務局が出席しております。

9月10日、農地法申請等の現地調査としまして、町内において、菅野職務代理、川上委員、齋藤委員、加藤委員、事務局で調査を実施しております。

以上でございます。

会 長 　　ただいま、事務局から報告第1号について説明がありましたが、何かご質問・

ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、報告第1号については以上で終わります。  
議案第39号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、所有権移転の1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第39号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、事務局より説明いたします。これについては、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定により、町より農業委員会に対し農用地利用集積計画（案）に係る意見を求められているため提出するものであります。

所有権移転の1番を説明いたします。議案の2ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人・届出のあった農地は議案に記載のとおりであります。申請は売買による所有権移転で対価は議案に記載のとおりであります。

以上でございます。

会 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご質問・ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[「ありません」の声あり]

会 長 ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第39号 農用地利用集積計画（案）に係る意見について、所有権移転の1番を原案どおり承認し、適正として新地町長へ意見を送付いたします。

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番をご説明いたします。3ページをご覧ください。

譲渡人・譲受人及び申請地は、議案に記載のとおりであります。申請は、売買による所有権の移転であります。取得する畑は、譲受人の自宅周辺であり、タマネギ・ニンニクなどを栽培する計画であります。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可の要件を満たしております。

以上でございます。

会 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見があればお受けします。何かございませんか。

[発言する人なし]

会 長 質問もないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

会 長 異議なしと認め、議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可」といたします。

議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を事務局より説明を求めます。

事務局 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番を説明いたします。議案は4ページ、資料は1ページから3ページになります。

譲渡人と譲受人、申請地は議案に記載のとおりであります。転用目的は個人住宅であります。権利の移動は贈与による所有権移転で、譲渡人と譲受人は親子であります。

転用のための防除施設の概要については、議案に記載の通りであります。

転用面積は、必要最小限に抑えられており、工事期間や資金も問題はありません。

申請地の農地区分については、集団の高い農地と連担しているため、第1種農地となります。しかし、申請地周辺は集落を形成しており、その集落と申請地の距離が最小限であることから、許可の要件は満たしていると考えております。

以上でございます。

会 長 この件に関しましては、9月10日に現地調査を行っておりますので、調査の報告をお願いいたします。

菅野職務代理 議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、9月10日に川上敦史委員、齋藤壽委員、加藤博委員、私と事務局で現地調査したことを報告いたします。

1番を報告いたします。議案4ページと資料の1ページから3ページをご覧ください。

申請地は、議案に記載のとおりであります。現地の周辺は、資料の1ページから2ページに記載のとおりで、申請地は平坦な土地であります。

転用目的及び防除施設については、議案に記載のとおりで、他の方の農地への影響は及んでいないと見てまいりました。

以上で現地調査報告を終わります。

会 長 ありがとうございます。質疑に入る前に、地元委員から何か補足意見があれば、お願いします。

[発言する人なし]

会 長        それでは議案第41号の1番について、質疑に入ります。何かご質問・ご意見のある方はお受けします。何かございませんか。

              [「ありません」の声あり]

会 長        ないようですので、原案どおり承認することに異議ありませんか。

              [「異議なし」の声あり]

会 長        異議なしと認め、議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番は原案のとおり承認し「許可相当」として福島県知事へ意見を送付いたします。

              これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、令和6年第9回農業委員会総会を閉会いたします。